

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会運営要綱

(目的)

第一条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号。以下「条例」という。）第二条に基づき設置される山梨県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、同条例施行規則（昭和六十年三月二十九日山梨県規則第八条。以下「規則」という。）第十三条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事務)

第二条 協議会は、条例別表第一に掲げる担当事務について次の事項を審議するものとし、必要に応じて市町村及び検診実施機関に指導、助言を行うものとする。

- 一 市町村及び検診実施機関における生活習慣病検診の評価に関すること。
- 二 生活習慣病検診従事者指導講習に関すること。
- 三 その他生活習慣病検診の精度の維持・向上に関すること。

(役員)

第三条 条例第五条の規定により、協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 一名
- 二 副会長 二名

2 会長の選任方法その他必要な事項は条例第五条第二項から第五項の規定による。

(協議会)

第四条 協議会の会議は、条例第六条第一項から第三項の規定による。

2 前項にかかわらず、議事が定型化した諮問案件又は会長が必要と認める場合は、委員全員の書面回議により決することができるものとする。

(部会)

第五条 規則第六条第一項に定める部会と所掌事項は別表による。

(部会に属すべき委員)

第六条 部会に属すべき委員は、規則第六条第二項の規定により、会長が指名する。

- 2 部会に属すべき委員の任期は、概ね二年以内とし、新たな指名が行われる日の前日に終了する。
- 3 部会に属すべき委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の役員)

第七条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は委員の互選により、副部会長は、部会長の指名により選出する。
- 3 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第八条 部会は、必要に応じ部会長が召集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

(補則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和三年三月十九日から施行する。

別表

部会名	所 掌 事 項
胃がん・ 大腸がん・ 肝がん部会	1 胃がん、大腸がん及び肝がんに関する検診の実施状況及び結果についての評価 2 検診により発見された胃がん、大腸がん及び肝がん患者についての検診受診歴、病期、治療の状況等の検討及び検診の効果や効率性の評価 3 胃がん検診、大腸がん検診及び肝がん検診に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 胃集団検診追跡調査事業委託結果の評価 5 胃がん、大腸がん及び肝がんに関する検診従事者講習会の開催 6 その他胃がん、大腸がん及び肝がんに関する検診精度の維持・向上に関すること
乳がん・ 子宮がん部 会	1 乳がん及び子宮がんに関する検診の実施状況及び結果についての評価 2 検診により発見された乳がん及び子宮がん患者についての検診受診歴、病期、治療の状況等の検討及び検診の効果や効率性の評価 3 乳がん検診及び子宮がん検診に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 乳がん及び子宮がんに関する検診従事者講習会の開催 5 その他乳がん及び子宮がんに関する検診精度の維持・向上に関すること
肺がん・ 登録評価 部会	1 肺がんに関する検診の実施状況及び結果についての評価 2 検診により発見された肺がん患者についての検診受診歴、病期、治療の状況等の検討及び検診の効果や効率性の評価 3 肺がん検診に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 肺がんに関する検診従事者講習会の開催 5 その他肺がんに関する検診精度の維持・向上に関すること 6 生活習慣病登録の実施による生活習慣病の動向についての検討 7 市町村が実施する生活習慣病予防対策についての評価 8 その他生活習慣病検診の登録事業及び生活習慣病予防対策の評価に必要な事項の検討
循環器疾患 等部会	1 基本健康診査等の実施状況及び結果についての評価 2 健診により発見された循環器疾患等の患者についての検査結果、治療の状況等の検討及び基本健康診査の効果や効率性の評価 3 基本健康診査等に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 基本健康診査従事者講習会の開催 5 その他基本健康診査等の精度の維持・向上に関すること

令和3年度及び4年度 山梨県生活習慣病検診管理指導協議会委員名簿

区分	役職	氏名	所 属	職 名
協議会	会長	佐々木 勝彌	里吉内科クリニック	医師会理事
	副会長	長田 忠孝	山梨県健康管理事業団	診療所長
	副会長	宮坂 芳明	山梨県立中央病院	院長補佐
胃がん・大腸がん・肝がん部会	部会長	依田 芳起	山梨県厚生連健康管理センター	所長
		雨宮 史武	市立甲府病院	消化器内科長
	副部会長	窪田 良彦	くぼた内科胃腸科医院	医師会理事
		榎本 信幸	山梨大学医学部	理事(病院長)
		宮坂 芳明	山梨県立中央病院	院長補佐
		分部 照美	都留市健康子育て課	課長
		瀧波 秀彰	甲斐市健康増進課	課長
		津金 永二	中北保健所	所長
乳がん・子宮がん部会		野方 尚	地域医療機能推進機構山梨病院	院長
	部会長	寺本 勝寛	山梨県厚生連健康管理センター	医師
		森澤 孝行	竜王レディースクリニック	産婦人科医会理事
		宮澤 敏彦	双葉クリニック	医師会理事
		端 晶彦	山梨大学医学部	准教授
	副部会長	中込 博	山梨県立中央病院	院長
		根津 昭彦	韮崎市健康づくり課	課長
		望月 聡	富士川町福祉保健課	課長
		中根 貴弥	富士・東部保健所	所長
肺がん・登録評価部会	部会長	長田 忠孝	山梨県健康管理事業団	診療所長
		近藤 哲夫	山梨大学医学部	教授
		溝部 政史	溝部医院	医師会理事
	副部会長	山縣 然太郎	山梨大学医学部	教授
		宮下 義啓	山梨県立中央病院 肺がん・呼吸器病センター	統括部長
		飯野 昌樹	山梨県立中央病院 内科系第一診療	統括部長
		内田 眞由美	甲州市健康増進課	課長
		渡辺 積	鳴沢村福祉保健課	課長
		櫻井 希彦	峡東保健所	所長
循環器疾患等部会	部会長	佐々木 勝彌	里吉内科クリニック	医師会理事
	副部会長	岩佐 敏	峡南保健所	所長
		齊藤 美穂	南アルプス市健康増進課	課長
		木下 拓郎	小菅村住民課	課長
		廣瀬 久文	公益財団法人 山梨県健康管理事業団	専務理事

令和4年度山梨県生活習慣病検診管理指導協議会
における課題検討結果報告

令和5年3月

事務局 山梨県福祉保健部健康増進課がん対策推進担当

発行 山梨県生活習慣病検診管理指導協議会

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL:055-223-1497 FAX:055-223-1499